



平成 22 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 尾 吉 計
(コード番号 3950、東証 1，大証 1)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長
安 原 宏 光
(TEL. 06-6972-1221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 3 月 30 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開の可能性を鑑み、現行定款第 2 条について、事業目的の追加および文言の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役に独立性の高い有能な人材を招聘できるよう、また社外取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、会社法第 427 条第 1 項の規定にもとづき、責任限定契約の締結を可能とする旨の条文（変更案第 27 条）を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外監査役に独立性の高い有能な人材を招聘できるよう、また社外監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、会社法第 427 条第 1 項の規定にもとづき、責任限定契約の締結を可能とする旨の条文（変更案第 34 条）を新設するものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 22 年 3 月 30 日開催の第 58 期定時株主総会に付議予定であります。

以上

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 <条文省略> (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. <条文省略></p> <p>8. 物品預り業及び梱包業</p> <p>9. 自動車運送取扱事業</p> <p>10.～15. <条文省略></p> <p>第3条～第26条 <条文省略> <u>(新 設)</u></p> <p>第27条～第32条 <条文省略> <u>(新 設)</u></p> <p>第33条～第37条 <条文省略></p>	<p>第1条 <現行どおり> (目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～7. <現行どおり></p> <p>8. <u>倉庫業及び梱包業</u></p> <p>9. <u>一般貨物自動車運送事業及び自動車運送取扱事業</u></p> <p>10.～15. <現行どおり></p> <p>第3条～第26条 <現行どおり> <u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第28条～第33条 <現行どおり> <u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～第39条 <現行どおり></p>